

次により、公募型指名競争入札(期間入札)を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱、高松市公募型指名競争入札試行要領及び高松市期間入札試行要領と期間入札(試行)に関する留意事項、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類を持参又は郵送してください。

なお、提出された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、必要書類の受領が直ちに指名につながるものではありません。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・高松市公募型指名競争入札試行要領は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「事業者の方」>>「入札・契約情報」>>契約監理課ホームページの「例規・要綱等」に掲載しています。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、公募型指名競争入札参加申請書等の必要書類を令和8年6月11日(木)までに資産税課に提出する必要があります。御注意ください。
- ・表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

1 入札に付する業務	高松市登記課税連携システム導入業務委託
2 仕様書	<u>高松市登記課税連携システム導入業務委託仕様書</u>
3 業務の履行場所	高松市資産税課の指定場所
4 履行期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
5 最低制限価格	設定しない
6 予定価格	非公表
7 入札保証金	免除
8 契約保証金	要【注意事項】(6)参照のこと。 高松市契約規則第24条各号のいずれか該当する場合はこの限りでない。
9 支払条件	完了払(適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。)
10 入札参加条件	(1)高松市公募型指名競争入札試行要領第4条第1項各号に掲げる要件を全て満たしていること。 (2)国、香川県及び高松市税の滞納がないこと。 (3)過去5年間における人口40万人以上の自治体に対する導入実績及び標準準拠版 MICJET との作業実績があること。 (4)個人情報保護マネジメントシステム(JIS Q 15001)を取得していること。 (5)品質マネジメントシステムの国際規格(ISO 9001)又は情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格(ISO 27001)を取得していること。

1 1 入札参加申請	<p>入札参加を希望する者は、<u>公募型指名競争入札参加申請書(様式1)</u>及び「10 入札参加条件(3)から(5)」を証する書類(導入等実績が確認できる契約書の写し及び各資格の取得を確認できる証書等)を持参又は郵送により提出すること。</p> <p>(1)持参の場合 高松市本庁2階 資産税課に持参すること。</p> <p>(2)郵送の場合 一般書留又は簡易書留により「25 問合せ先」まで郵送のこと。</p>
1 2 参加申請書提出期間	<p>令和8年6月8日(月)から同月11日(木)まで</p> <p>(1)持参の場合 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2)郵送の場合 上記期間最終日午後5時必着</p>
1 3 指名(非指名)通知	<p>(1)通知は、令和8年6月12日(金)午後5時までにメールで送信する。</p> <p>(2)指名した者には指名通知書を、指名しなかった者には指名しなかった理由を送信する。</p>
1 4 現場説明	<p>実施しない</p>
1 5 質問及び回答	<p>(1) 指名通知を受けた者が、本業務の内容に質問がある場合は、<u>質問書(様式2)</u>を利用し、「高松市登記課税連携システム導入業務委託」という件名にて、令和8年6月15日(月)午前9時から同月17日(水)正午までに「25 問合せ先」に記載のメールアドレスまで送信すること。</p> <p>※ 資産税課 管理係宛てに送信すること。</p> <p>※ 電話及び口頭での質問は受け付けない。</p> <p>※ 指名通知を受けた者以外からの質問は受け付けない。</p> <p>(2) メールの到着確認として、本市に届いたら、届いた旨を返信する(午後5時以降及び閉庁日の場合は翌開庁日)。到着確認のメールが届かない場合は、電話にて問合せること。</p> <p>(3) 受け付けた質問に関する回答は、問合せ事業者名を伏せて、指名通知を受けた者全者に、令和8年6月18日(木)午後5時までにメールで回答する。</p> <p>仕様書同様、これを熟知の上入札すること。</p> <p>※ 回答が遅れる場合は、その旨通知する。</p>

1 6 入札書の提出期間及び提出先	提出期間	令和8年6月23日(火)から同月25日(木)まで
	提出方法	持参又は郵送
	提出先	「25 問合せ先」のとおり
	注意事項	(1) 持参の場合 午前9時から午後5時まで (2) 郵送の場合 一般書留又は簡易書留により郵送すること ※最終日の午後5時必着のこと
1 7 開札	日時	令和8年6月26日(金) 午前10時
	場所	高松市役所2階 資産税課内固定資産評価員室
1 8 再度入札	実施の有無	有。実施の際は、入札参加者（辞退者及び失格者を除く。）に対し、令和8年6月29日(月)午後5時までに、メールにて通知する。 ただし、初回の入札において、無効の入札をした者は、再度入札に参加する権利を持たないため通知しない。
	提出期間	令和8年6月30日(火)から7月2日(木)まで
	提出方法	持参又は郵送
	提出先	「25 問合せ先」のとおり
1 9 再度改札	注意事項	(1) 持参の場合 午前9時から午後5時まで (2) 郵送の場合 一般書留又は簡易書留により郵送すること ※最終日の午後5時必着のこと
	日時	令和8年7月3日(金) 10時
1 9 再度改札	場所	高松市役所2階 資産税課内固定資産評価員室
	2 0 試行要領等	(1)高松市公募型指名競争入札試行要領 (2)高松市期間入札試行要領 (3)期間入札(試行)に関する留意事項 ※契約管理課ホームページの「例規・要領等」及び「その他お知らせ」>>期間入札について」からダウンロードできます。
2 1 入札参加者の心得	入札参加者の心得	
2 2 委任状・入札書等	<u>入札書(様式3)</u> <u>委任状(様式4)</u> ：委任しない場合は提出不要 <u>委任状及び入札書の記載例</u> <u>入札書封筒の表(おもて)及び郵送用封筒に貼り付ける様式</u>	
2 3 契約条項	<u>契約書(導入業務委託契約書)</u>	

2 4 入札の辞退	指名通知を受けた者が、入札を辞退するときは、 <u>辞退理由を付した辞退届（様式5）</u> を、「2 5 問合せ先」に直接持参するか郵送（入札日前日までに到着）すること。
2 5 問合せ先	〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 高松市財政局税務部資産税課（高松市本庁舎2階） 担当 藤本・高橋 電話 087-839-2244 F A X 087-839-2230 メールアドレス shisanzei@city.takamatsu.lg.jp

・関係規則及び要綱は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページから [事業者の方] >> [入札・契約情報] >> 契約監理課ホームページの「例規・要綱等」に掲載しています。

【注意事項】

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱、高松市公募型指名競争入札試行要領、高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項、入札参加者の心得、契約条項及びその他指示事項を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領、期間入札（試行）に関する留意事項を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」を始め、重要事項を記載している。
- (3) 指名通知書により指名を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、その指名を取り消すものとする。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。
 - イ 経営・資産・信用等の状況に変動があり、契約の履行がなされないおそれがあると認められたとき。
 - ウ 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）の規定により指名停止を受けたとき。
 - エ その他職員の指示を守らなかったとき。
- (4) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4及び第167条の11第1項、高松市契約規則第17条第1項において準用する同規則第5条及び第12条の4、高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項並びに入札参加者の心得による。
- (5) 契約保証金 次に定めるところによる。
 - ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則第23条において準用

する同規則第8条第2項)を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

イ 契約保証金には利子を付さないものとする。

ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。

(6) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。

(7) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。

(8) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。

(9) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者(市との契約の相手方)が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

(もっと高松トップページ (<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>) >> 事業者の方 >>
入札・契約情報 >> 契約監理課ホームページ)

【周知事項】

(1) 受注者の責めに帰すべき事由によりやむを得ず履行期間の始期以後に設置する場合の
手続きは、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱及び契約書に定めるもののほか、
次の通りです。

ア 履行期間の始期までに設置しないおそれがあり、その全部又は一部について延長
する必要があると判断した場合は、あらかじめ履行期間延長承認申請書を市長に提出
し、その承認を受けなければなりません。

イ アにより承認を受けた期限までに履行することが更に困難となったとき、又は履行
することができなかったときは、再度履行期間延長承認申請書を市長に提出し、その
承認を受けなければなりません。

ウ 履行期間の始期までに履行期間延長承認申請書を提出しなかったときは、市と協議
し、その指示に従うこと。

(2) 市と取引のある方及び市職員は、不正経理（架空の物品購入その他市の物品購入に
おける経理上の不正又は不当な行為）を受け入れ、又はこれに関与することは禁止さ
れています。市の職員から万が一、不正経理を求められた場合は、市の公益通報制度
等により通報してください（窓口：総務局コンプライアンス推進課）。また、市の入
札参加資格者名簿に登載された者が不正経理に関与した事実が明らかになった場合に
は、高松市指名停止等措置要綱による措置の対象となります。

(3) (2) のほか、売買、賃借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に
係る業務、事務等の履行中において、法令等に反する事実が生じ、又は生じるおそれ
があると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます。

※ 同制度における通報方法：メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則
として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒ メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の
確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課
所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。